

家族信託のチカラ

第3号

—父の土地活用と「家族信託」編—



えっ！
建物が未完成のまま
放置されるのか!?

ただ一つ懸念が…完成までに
もしお父様の判断能力が
著しく低下してしまつたら
工事がストップしてしまうかも…

日本経営に相談

最後にこの土地にアパートを
建てて収益を生む形で息子たちに
残してやりたいんじゃない!

素晴らしい
お考えですね
相続対策としても
非常に有効です

管理権限

家賃

家賃などの『利益』は
お父様がお受け取り
いただけます!

そこで『家族信託』です!
お父様がお元気なうちに
『管理権限』を息子さんに
託してはいかがですか?

これで安心して
長生きできる!
ありがとうございます!

高齢の方の不動産活用には
『家族信託』が有効です
まずは当事務所へご相談を!

もし親父が体調を崩しても
僕が代わりに手続きを
進められるから
工事が止まることはないね!

ワシの財産のまま
面倒な手続きだけ
任せられるとは
便利なものじゃ!

家族信託は、大切なあなたの財産と家族の未来を、あなた自身がデザインし承継できるようにする仕組みです。認知症対策、円滑な事業承継や資産承継、資産の有効活用など、幅広いニーズに対応できます。家族信託は、ご家族間の信頼関係の上に成り立つ、思いやりに根差した制度です。将来にわたりご家族の豊かな未来をつむぐために、私たち専門家が公正証書の作成のお手伝いをさせていただきます。



日本経営グループ
税理士法人日本経営 | 行政書士法人日本経営

06-6865-3020
大阪府豊中市寺内2-4-1 緑地駅ビル6階